

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 青色申告の取り消し

Q. 青色申告は、取り消されることがあると聞きましたが、どのような場合に取り消されるのですか？

A. 青色申告には、数々のメリットがあり、その恩典を受けるには「青色申告の承認申請書」を提出して承認を受けなければなりません。

しかしながら、青色申告は一旦承認された後でも、次のいずれか一つに該当する事実があるときは、税務署長は、その事実がある事業年度までさかのぼって、承認を取り消すことができることとされていますので、注意してください。（法127①）

- ① その事業年度に係る帳簿の備付け、記録又は保存が法令で定めるところにしたがって行われていない場合
- ② その事業年度に係る帳簿書類について税務署長の必要な指示に従わなかった場合
- ③ その事業年度に係る取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある場合
- ④ 確定申告の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった場合

なお、青色申告の取消しがされたときは、その通知を受けた日以後1年以内は青色申告の承認申請書を提出しても承認されないことになっています。（法123）

消費税

★ 工事完成基準と消費税

Q. 当社は、今期から建設工事を行います。工事完成基準にした場合、仕入に係る消費税はどの時期に計上したらいいのですか？

A. 資産の引渡しを受けた時又は役務の提供が完了した日に計上するのが原則ですが、工事に係る目的物が完成して相手に引き渡した日に一括計上することも認められます。

建設工事等の請負による収益の計上時期は、法人税法上、原則として、その請負契約の目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日とされています。これを工事完成基準といいます。長期工事などにもこれを適用しますと、企業の経営成績が正しく表現されないことから、工事の進行度合いに応じて収益を認識する工事進行基準というものも認められています。

ところで、消費税の課税仕入の時期ですが、原則は、資産の引渡しを受けた時又は外注先等の役務の提供が完了した時となっていますので、未成工事支出金として経理してい

る場合には、その金額のうちからその課税期間における課税仕入に係る支払対価を抜き出して仕入控除税額を計算することになります。継続適用を条件として、建設工事等に係る目的物を完成して相手方に引き渡した日に未成工事支出金として処理された課税仕入につき課税仕入があったものとして取り扱ってもよいこととなっています。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shohi/09/04.htm>

★ 免税事業者が調整対象固定資産を取得する場合

Q. 私は消費税の免税事業者です。3年後に賃貸マンションを取得する予定ですが、今年に課税事業者の届出をして課税事業者になり、3年目に課税事業者選択不適用届出書を提出すれば、控除税額の調整は不要になりますか？

A. 免税事業者が課税事業者を選択した場合において、課税事業者を選択した課税期間の初日から2年以内に調整対象固定資産の課税仕入等を行った場合は、調整対象固定資産の課税仕入等を行った課税期間から3年間は免税事業者に戻れず、また、簡易課税制度の選択もできないこととなっており、課税売上割合が著しく変動した場合には、調整対象固定資産に関する仕入に係る消費税額の調整を行わなければならないこととなっています。

つまり、消費税額の調整をしなければならないのは、免税事業者が課税事業者となった課税期間の初日から2年以内に調整対象固定資産を取得した場合に限られるということです。ご質問の場合は、課税事業者を選択した後3年を経過する課税期間に調整対象固定資産を取得することですので、この適用の対象にならず、したがって、3年目の課税期間中に消費税課税事業者選択不適用届出書を提出すれば、4年目からは免税事業者に戻ることができます。

資 産 税

★ 相続時精算課税制度を使うとメリットがある人

Q. 相続時精算課税制度は、相続税対策にはならないそうですが、では、どういう人が使うといいのですか？

A. 「相続時精算課税制度」とは、65歳以上の親から20歳以上の子への贈与に認められた贈与の特例で、2,500万円までの贈与は非課税、それを超える部分の金額に対しては、一律20%の税率で贈与税がかかり、その贈与した財産の価額は、相続時に相続財産としてこれを持ち戻し(加算)して相続税を計算し、その際に納めた贈与税額があるときはこれを相続税額から控除して課税をするというものです。

したがって、基本的に、相続税がかからない人や相続税の実効税率が20%以内の人は、この制度を活用するとメリットがありますし、また、相続税の実効税率が20%を超える人であっても、次のような効果もありますのでこれらを考慮して検討するといいいでしょう。

- ・特定の財産を、生前に承継できる。
- ・このことによって、遺産分割をめぐるトラブルを解消できる。
- ・事業承継者には、自社株など経営に必要なものを渡しておくことができる。
- ・あらかじめ各相続人への財産の配分を決めておける。
- ・贈与であるから、確実に当人に財産の移転ができる。

- ・とりあえずは、20%の贈与税で移転ができる。

そ の 他

★ 小規模企業共済制度の改正

Q. 小規模企業共済制度が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A. 小規模企業共済法が改正され次のようになりました。

小規模企業共済とは、個人事業者や会社役員の廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金を積み立てる制度で、掛金は全額控除となり、共済金は退職所得や公的年金等の雑所得となります。

改正の概要は、次のとおりです。

①個人事業者の親族内事業承継の円滑化

これまでは、個人事業者が廃業した場合に最も多額の共済金が支給されることになっていましたが、これが、親族内事業承継をした場合にも同額が支給されることとなりました。

②会社役員の次世代への交代の円滑化

小規模企業者の次世代への交代を促すため、65歳以上の会社役員が退任した場合の共済金の支給額が引き上げられました。

③掛金の柔軟化

これまでは、掛金を減額することが認められませんでした(経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除きます)が、改正後は、柔軟に変更することができるようになります。

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/>

★ マイナンバー罰則規定

Q. 法定調書などにマイナンバーを記載しなかった場合や間違っして記載した場合は、何か罰則規定があるのですか？

A. 国税庁のサイトにマイナンバー制度について新たなFAQが公表され、次のような回答をしています。

まず、申告書等に個人番号・法人番号を記載していない場合、税務署等で受理されないかという問いに対しては、申告書や法定調書等の記載対象となっている人全てが個人番号・法人番号を持っているとは限らず、そのような場合には番号を記載することができませんので、番号の記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありませんと答えています。そしてその上で、申告書や法定調書等の税務関係書類を税務署等に提出する際に、番号を記載しなかった場合や誤りがあった場合の罰則規定は、税法上設けられていませんが、番号の記載は、法律で定められた義務ですので、正確に記載した上で提出をしてくださいとしています。

また、個人番号の漏えいがあった場合、担当者や企業は罰せられるのですかという問いに対しては、事業者が一定の安全管理措置を講じていれば、意図せずに個人番号が漏えいしたとしても、直ちに罰則の適用となることはありませんが、正当な理由なく故意に個人番号を含む情報を漏えいさせた場合には、刑事罰が科されるとしています。

http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQ/gaiyou_qa.htm#a21